

《武蔵野市の住民投票条例を考える会》代表の金子でございます。

皆様も御承知の通り、市当局が提出を致しました「住民投票条例」案は昨年12月の市議会本会議で否決され、併せて同条例案の根拠となる「自治基本条例」第19条の削除をも含めた陳情も市議会で採択されました。これは、市当局の提示した条例案が様々な問題点を有し、市民および市議会の懸念を払拭するに至らなかったためです。

その後、「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」を巡る問題点が2月1日付の『産経新聞』で報道されました。具体的に申し上げますと、この懇談会が地方自治法における「附属機関」か否か、という問題です。地方自治法は、第138条の4・第3項に「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と定めております。

武蔵野市のウェブサイトに掲載された「自治基本条例の検討経過について」よれば、この「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」は、平成30年9月11日の第22回会合において「骨子案（報告）の案」について了承を得た上で、10月15日に骨子案を市長に報告しております。これを受け、平成31年1月から令和元年6月にかけて骨子案の内容について各コミュニティ協議会で説明を行い、同年9月に素案を公表してパブリック・コメントを実施、同年11月に条例案を市議会に上程し、令和2年3月に可決・成立した、とあります。この経緯を素直に見れば、「懇談会」は「調停、審査、審議又は調査等を行う機関」としての役割を果たしたと思われまます。

この点に関して、市当局はウェブサイトにおいて「行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設けられるものは、附属機関とは区別され、地方自治法第138条の4第3項に違反するものではないとみられています」、「一般に、附属機関としては、市長からの求めに応じ、合議制の機関としての結論を出してその結果を市長に「答申」し、それに基づいて市が意思決定をするなど、市の意思決定過程に手続き的に関与するものと考えられます」、「懇談会は、市が武蔵野市自治基本条例について検討を行うにあたり、様々な立場のかたから広くご意見をいただくことを目的として、設置の在り方について市議会とも相談のうえ、設置したものです。自由に活発なご意見を出していただくために、名称についても「懇談会」としました。なお、合議体としての結論ではなく、各委員のかたには個人の立場で意見を表明していただき、その内容を取りまとめていただきました」、「市は、報告いただいた内容を参考に、庁内検討委員会を設置し、条例素案を取りまとめ、パブリック・コメント等による市民の皆様からのご意見を踏まえて条例案を議会へ上程いたしました。懇談会の報告内容をそのまま条例案としたものではありません」と解説しておりますが、私どもが開示請求した資料によると、「懇談会」の委員に市当局は「報償金」や「謝礼」ではなく「報酬」を支払っております。地方自治法の第203条の2には、「普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選

拳長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員……に対し、報酬を支給しなければならない」とありますから、「懇談会」の委員は「私人」ではなく「普通地方公共団体の非常勤の職員」と解するほかありません。そうした「普通地方公共団体の非常勤の職員」が「骨子案」を作成している以上、「懇談会」は「市の意思決定過程に手続き的に関与」しており、この懇談会は違法な存在と言わざるを得ません。にもかかわらず、「報酬」と「報償金」・「謝礼」との違いを隠蔽し、「懇談会」を「附属機関」ではないと言い募る市当局は極めて不誠実であります。

こうした違法行為を自治的・内部的処理によって是正して頂くべく、弊会は3月11日に「住民監査請求」を監査委員会に提出いたしました。監査委員会は3月29日に発した決定において、その具体的内容に踏み込むことなく「本件各財務会計上の行為は、遅くとも平成30年11月15日には本市情報公開制度により閲覧可能な状態となっていたことが明らかであるから、同日には請求人が情報公開請求をすれば当該行為の存在及び内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたというべきである。そして本件監査請求は、上記閲覧可能な状態となった日から3年以上経過してなされたものであるから、これをもって相当の期間内になされたということとはできない。従って、本件監査請求は、「正当な理由」がなく請求期間を経過した不適法な請求であるといわざるを得ない」と記し、「時効により却下」したのであります。私人間の権利関係を定めた民法において、時効は権利を行使できる時から10年、知った時から5年とされています。情報収集力において大きな落差がある住民と市当局との関係において、3年以上経過しているから時効であるという判断は、バランスを失しているのではないのでしょうか？

この決定を不服とした私どもは、4月26日、東京地方裁判所に住民訴訟を提起いたしました。ここで問題となるのが「訴訟要件」を満たすか否かであり、それを満たしていなければ門前払いされる可能性があったわけですが、同裁判所は本件訴訟を受理し、3日後の6月17日には第1回目の口頭弁論が行われる予定です。つまり、東京地方裁判所は弊会の訴訟提起に妥当性を認めたのであります。

この訴訟で如何なる判決が下されるかは分かりません。けれども、昨年12月13日の本会議で本多夏帆議員が仰ったように「法的な解釈論において、時の判断を下すのは裁判所」であります。「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」という日本国憲法第94条の規定を踏まえるなら、適法か不適法かについて司法府の判断を待っている間において自治基本条例の有効性は未確定であると言えるのです。

そうした状況において自治基本条例の周知事業を展開することが妥当でしょうか、選良たる皆様におかれては篤と考えて頂きたい。訴訟の提起により、3月28日に本会議で一般予算が賛成多数で可決された時とは状況が変化したのであり、当時の賛否に拘泥する必要はないと思われまます。とりわけ、日本国憲法を護ることににおいては人後に落ちず、国政における公権力の濫用を巡って厳しい批判をされてきた政党に属する皆様におかれては、胸に

手を当てて考えて頂きたく存じます。

ここで申し上げておきますが、私どもは自治基本条例の趣旨を全否定するものではありません。第4条の「市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする」という規定など、実にもっともであると存じます。だからこそ、私どもは「自治の主体」として「民主主義」の根幹とも言うべき「法の支配」を貫徹して頂きたいと市当局および市議会に御願ひするのであります。

また、判決において自治基本条例の有効性が確定した場合、周知事業は必然的に執行されるわけですが、第19条・第5項に「住民投票について必要な事項は、別に条例で定める」と記されており、さらには、昨年の市議会における審議において、「市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない」という第2項における「市政に関する重要事項」の範囲、「住民投票の結果を尊重する」という第3項における「尊重」の具体的内容などについては結論が出ていない状況です。周知活動において、このような未確定部分について如何なる記述を行うのか。確定していないものについて誤解を招かぬよう周知するのは困難である上に、その書き振りによっては収まりかけた市民間の分断を再び巻き起こしかねないのではないのでしょうか。

つきましては、議会基本条例第3条に「市長その他の執行機関が執行する事務事業が適正に行われているかを監視し及び評価し、並びに政策の立案及び提言を行う」と定められた市議会の職務を全うすべく、市当局に対して周知事業の遂行にあたっては議会の意見を求めるべきと考えます。

以上で、私の陳述を終わります。ご清聴ありがとうございます。